

議案第10号

西宮市教育奨学金条例の一部を改正する条例案に関する
意見決定の件

西宮市教育奨学金条例の一部を改正する条例を制定するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和6年5月8日提出

西宮市教育委員会
教育長 藤岡謙一

(別 紙)

西宮市教育奨学金条例の一部を改正する条例案に関する意見

西宮市教育奨学金条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありません。

令和6年5月8日

西宮市教育委員会

西宮市教育奨学金条例の一部を改正する条例

西宮市教育奨学金条例（平成20年西宮市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項を削る。

第4条の見出し中「又は貸付け」を削り、同条第4項を削る。

第4条の2の見出し中「又は貸付け」を削り、同条中「奨学金を給付し、又は貸し付ける期間」を「奨学金を給付する期間」に改め、「奨学金を給付する場合において、」を削る。

第5条中「又は貸付け」を削る。

第6条の見出し中「又は貸付け」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第2項中「第1項」を「前項」に改め、「(前項の規定による仮の貸付けの決定を含む。)」を削り、同条第4項及び第5項を削る。

第7条中「又は貸付け」を削る。

第9条の見出し中「等」を削り、同条中「又は貸付金額」を削る。

第10条第1項を第16条とし、「(奨学金の給付の決定を受けた者を除く。)」を削る。

第10条第2項を同条第1項とする。

第12条の見出し中「又は貸付け」を削り、同条第1項中「又は貸付け」を削り、同項第1号中「又は貸付け」を削り、同項第2号中「又は貸付け」を削り、同項第4号中「第1項」を削り、同号中「又は第2項各号」を削り、同項第5号中「又は貸付け」を削り、同条第2項中「又は貸付け」を削り、同項第1号中「又は貸付け」を削る。

第13条を第21条とし、同条第1項中「教育委員会規則」を「市規則」に改め、「前条第2項」を「第24条の規定により準用する第12条第2項」に改め、同項第1号中「10年」を「20年」に改め、同項第2号中「前条第1項第2号から第4号まで」を「第24条の規定により準用する第12条第1項第2号から第4号まで」に改め、「10年」を「20年」に改め、同項第3項中「前条第1項第5号」を「第24条の規定により準用する第12条第1項第5号」に改め、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第14条を第22条とし、同条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、

同条第2項中「教育委員会規則」を「市規則」に改め、「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条を第23条とし、同条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、「第12条第2項」の前に「第24条の規定により準用する」を加え、同項第2号中「教育委員会規則」を「市規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、「教育委員会規則」を「市規則」に改める。

第16条を第13条とし、同条第1項第1号中「第1項」を削り、同条第2項中「奨学金若しくは藤田奨学金の貸付けを受ける者又は」を削り、「高橋奨学金の給付を受ける者」の後に「又は藤田奨学金の貸付けを受ける者」を加え、同条第4項中「第18条第4項」を「第15条第4項」に改める。

第17条を第14条とする。

第18条を第15条とし、同条第1項中「第16条第1項第2号」を「第13条第1項第2号」に改め、同条第3項中「第16条第1項第2号」を「第13条第1項第2号」に改める。

第19条を第17条とし、同条中「第7条及び第12条中「給付又は貸付け」とあるのは「給付」と、第9条中「給付金額又は貸付金額」とあるのは「給付金額」と、」を削り、「第3条第1項各号又は第2項各号」を「第3条各号」に改め、「第16条第1項各号」を「第13条第1項各号」に改める。

第20条を第18条とし、同条第1項第1号中「第1項」を削り、同条第2項中「奨学金若しくは藤田奨学金の貸付けを受ける者又は」を削り、「廣藤奨学金の給付を受ける者」の後に「又は藤田奨学金の貸付けを受ける者」を加え、同条第5項中「第18条第4項」を「第15条第4項」に改める。

第21条を第19条とし、同条中「第17条及び第18条」を「第14条から第16条まで」に改め、「第7条及び第12条中「給付又は貸付け」とあるのは「給付」と、第9条中「給付金額又は貸付金額」とあるのは「給付金額」と、」を削り、「第3条第1項各号又は第2項各号」を「第3条各号」に改め、「第20条第1項各号」を「第18条第1項各号」に改め、「第17条第2項中」を「第14条第2項中」に改め、「第18条第1項及び第3項中」を「第15条第1項及び第3項中」に改め、「第16条第1項第2号」を「第13条第1項第2号」に改め、「第20条第1項第2号」を「第18条第1項第2号」に改める。

第22条を第20条とし、同条第1項第1号中「第1項」を削り、同項第2号ウ中「第39条第1号」を「第40条第2項第1号」に改め、同項第3号を第20条第2項とし、同号中「他の奨学資金の給付又は貸付けを受けていないこと。」を「前項の規定にかかわらず、廣藤奨学金又は高橋奨学金の給付を受ける者は、藤田奨学金の貸付けを受けることができない。」に改め、同条第2項を第20条第3項とし、同条第3項を第20条第4項とする。

第23条を第24条とし、同条中「第7条から第15条まで」を「第7条から第12条まで」に改め、「第17条及び第18条」を「第14条から第16条まで」に改め、「又は貸付け」を削り、「第7条、第8条、第10条、第13条第1項及び第2項、第14条第2項、第15条、第17条第1項並びに第18条第2項及び第3項中」を「第7条、第8条、第10条、第14条第1項、第15条第2項及び第3項並びに第16条中」と改め、「第7条、第11条、第12条、第13条第1項及び第2項、第15条第2項並びに第18条第1項及び第3項中」を「第7条、第11条、第12条並びに第15条第1項及び第3項中」に改め、「第7条、第10条、第13条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第17条第1項及び第18条第3項中」を「第7条、第10条、第14条第1項、第15条第3項及び第16条中」に改め、「第8条、第9条、第11条、第12条第1項、第14条第1項、第15条第1項並びに第18条第1項、第2項及び第4項中」を「第8条、第9条、第11条、第12条第1項並びに第15条第1項、第2項及び第4項中」に改め、「又は貸付金額」を削り、「第3条第1項各号又は第2項各号」を「第3条各号」に改め、「第22条第1項各号」を「第20条第1項各号」に改め、「第13条第1項中「前条第2項」とあるのは「第23条の規定に準用する前条第2項」と、「10年」とあるのは「20年」と、第15条第1項中「第12条第2項」とあるのは「第23条の規定により準用する第12条第2項と、」を削り、「第17条第1項並びに第18条第1項、第3項及び第4項中」を「第14条第1項並びに第15条第1項、第3項及び第4項中」に改め、「第17条第2項中」を「第14条第2項中」に改め、「第18条第1項及び第3項中」を「第15条第1項第3項中」に改め、「第16条第1項第2号」を「第13条第1項第2号」に改め、「第22条第1項第2号」を「第20条第1項第2号」に改め、「第17条第2項並びに第18条第1項及び第3項中」を「第14条第2項並びに第15条第1項及び第3項中」に改める。

第24条を第25条とする。

付則第3条中「第15条第1項」の前に「改正前の」を加え、「第12条第2項」の前に「改正前の」を加える。

付則第4条中「により準用する第15条第1項の規定」を削り、「第23条の規定により準用する第12条第2項」を「第24条の規定により準用する第12条第2項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際、改正前の西宮市教育奨学金条例の規定により奨学金の貸付けを受けている者の奨学金の貸付け、返還その他の取扱いについては、なお従前の例による。

(参考)

○提案理由

奨学金の貸付け募集を廃止すること等に伴い、所要の規定の整備を行うため。

西宮市教育奨学金条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条から第2条まで 省略</p> <p>(奨学金の対象者)</p> <p>第3条 奨学金は、次に掲げる要件に該当する者に給付するものとする。</p> <p>(1) 保護者(勤労学生等にあつては、本人)が本市に居住する者であること。</p> <p>(2) 経済的理由により修学が困難であると認められること。</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかの学校に在学していること。</p> <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校その他教育委員会規則で定めるもの</p> <p>イ 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校(教育委員会規則で定めるものに限る。)</p> <p>(奨学金の給付の金額)</p> <p>第4条 奨学金として給付する金額は、月額11,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 教育委員会規則で定める者には、前項の規定により給付する金額に遺児給付金を加算する。</p> <p>3 前項の遺児給付金の金額は、月額11,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>(奨学金の給付の期間)</p> <p>第4条の2 奨学金を給付する期間は、第7条に規定する奨学生に係る教育課程の修業年限(修業年限が4年を超えるときは、4年)を超えない期間とする。</p> <p>(奨学金の申請)</p> <p>第5条 奨学金の給付を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(奨学金の給付の決定等)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、教育委員会が別に定める基準に基づき、申請に対する決定を行うものとする。</p>	<p>第1条から第2条まで 省略</p> <p>(奨学金の対象者)</p> <p>第3条 奨学金は、次に掲げる要件に該当する者に給付するものとする。</p> <p>(1) 保護者(勤労学生等にあつては、本人)が本市に居住する者であること。</p> <p>(2) 経済的理由により修学が困難であると認められること。</p> <p>(3) 次に掲げるいずれかの学校に在学していること。</p> <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校その他教育委員会規則で定めるもの</p> <p>イ 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校(教育委員会規則で定めるものに限る。)</p> <p><u>2 奨学金は、次に掲げる要件に該当する者に貸し付けるものとする。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号及び第2号に該当すること。</u></p> <p><u>(2) 学校教育法第1条に規定する大学(大学院を含む。以下この章において同じ。)その他教育委員会規則で定める学校に在学していること。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、廣藤奨学金若しくは高橋奨学金の給付を受ける者又は藤田奨学金の貸付けを受ける者は、奨学金の貸付けを受けることができない。</u></p> <p>(奨学金の給付又は貸付けの金額)</p> <p>第4条 奨学金として給付する金額は、月額11,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>2 教育委員会規則で定める者には、前項の規定により給付する金額に遺児給付金を加算する。</p> <p>3 前項の遺児給付金の金額は、月額11,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p><u>4 奨学金として貸し付ける金額は、月額14,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるものとする。</u></p> <p>(奨学金の給付又は貸付けの期間)</p> <p>第4条の2 奨学金を給付し、又は貸し付ける期間は、第7条に規定する奨学生に係る教育課程の修業年限(奨学金を給付する場合において、<u>修業年限が4年を超えるときは、4年</u>)を超えない期間とする。</p> <p>(奨学金の申請)</p> <p>第5条 奨学金の給付<u>又は貸付け</u>を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(奨学金の給付<u>又は貸付け</u>の決定等)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、教育委員会が別に定める基準に基づき、申請に対する決定を行うものとする。</p> <p><u>2 教育委員会は、前条の規定により申請を行った者(次項において「申請者」という。)が当該申請を行った日(以下この項において「申請日」という。)に第3条第2項第2号に規定する学校に在学していない場合において申請日の属する年度の翌年度に当該学校に入学する</u></p>

改 正 案	現 行
<p>2 教育委員会は、前項の決定を行ったときは、速やかに、教育委員会規則で定めるところにより申請者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(誓約書等の提出)</p> <p>第7条 奨学金の給付の決定を受けた者(以下「奨学生」という。)は、教育委員会規則で定めるところにより誓約書その他教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第8条 省略</p> <p>(奨学金の給付金額の変更)</p> <p>第9条 教育委員会は、必要があると認めるときは、奨学金の給付金額を変更することができる。</p> <p>(届出義務)</p> <p>第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。</p> <p>(2) 教育委員会に届け出た書類の記載事項に変更が生じたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定めるとき。</p> <p>第11条 省略</p> <p>(奨学金の給付の決定の取消し等)</p> <p>第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付の決定を取り消すものとする。</p> <p>(1) 奨学生が偽りその他不正な方法により、奨学金の給付の決定を受けたとき。</p> <p>(2) 奨学生が奨学金の給付を辞退したとき。</p> <p>(3) 奨学生が死亡したとき。</p> <p>(4) 奨学生が第3条各号に掲げる要件を欠いたとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が奨学生に対し奨学金の給付を行うことが適当でないと認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により奨学金の給付の決定を取り消された奨学生は、既に奨学金の給付を受けているときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を直ちに返還しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に該当したとき 既に給付を受けた奨学金(以下この</p>	<p>見込みがあるときは、仮の貸付けの決定を行うことができる。</p> <p>3 教育委員会は、<u>第1項の決定(前項の規定による仮の貸付けの決定を含む。)</u>を行ったときは、速やかに、教育委員会規則で定めるところにより申請者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定により仮の貸付けの決定を受けた者は、当該決定のあった日の属する年度の翌年度に第3条第2項第2号に規定する学校に入学したときは、<u>教育委員会規則で定めるところにより教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>5 教育委員会は、前項の規定により書類が提出されたときは、<u>貸付けの決定を行うものとする。</u></p> <p>(誓約書等の提出)</p> <p>第7条 奨学金の給付<u>又は貸付け</u>の決定を受けた者(以下「奨学生」という。)は、教育委員会規則で定めるところにより誓約書その他教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第8条 省略</p> <p>(奨学金の給付金額等の変更)</p> <p>第9条 教育委員会は、必要があると認めるときは、奨学金の給付金額<u>又は貸付金額</u>を変更することができる。</p> <p>(届出義務)</p> <p>第10条 <u>奨学生(奨学金の給付の決定を受けた者を除く。)</u>は、毎年度、<u>教育委員会規則で定めるところにより在学を証明する書類を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。</p> <p>(2) 教育委員会に届け出た書類の記載事項に変更が生じたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定めるとき。</p> <p>第11条 省略</p> <p>(奨学金の給付<u>又は貸付け</u>の決定の取消し等)</p> <p>第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付<u>又は貸付け</u>の決定を取り消すものとする。</p> <p>(1) 奨学生が偽りその他不正な方法により、奨学金の給付<u>又は貸付け</u>の決定を受けたとき。</p> <p>(2) 奨学生が奨学金の給付<u>又は貸付け</u>を辞退したとき。</p> <p>(3) 奨学生が死亡したとき。</p> <p>(4) 奨学生が第3条第1項各号<u>又は第2項各号</u>に掲げる要件を欠いたとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が奨学生に対し奨学金の給付<u>又は貸付け</u>を行うことが適当でないと認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により奨学金の給付<u>又は貸付け</u>の決定を取り消された奨学生は、既に奨学金の給付<u>又は貸付け</u>を受けているときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を直ちに返還しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号に該当したとき 既に給付<u>又は貸付け</u>を受けた奨学</p>

改正案	現行
<p>項において「既払奨学金」という。)の全額</p> <p>(2) 前項第2号から第4号までに該当したとき 既払奨学金のうち同項第2号から第4号までに該当した日の属する月の翌月分以後に係る部分</p> <p>(3) 前項第5号に該当したとき 既払奨学金のうち教育委員会が定める金額</p> <p>(廣藤奨学金の対象者等)</p> <p>第13条 廣藤啓補氏から寄付を受けた1億円の利息をもって同氏の寄付の趣旨に沿い、次に掲げる要件に該当する者に廣藤奨学金を給付するものとする。</p>	<p>金(以下この項において「既払奨学金」という。)の全額</p> <p>(2) 前項第2号から第4号までに該当したとき 既払奨学金のうち同項第2号から第4号までに該当した日の属する月の翌月分以後に係る部分</p> <p>(3) 前項第5号に該当したとき 既払奨学金のうち教育委員会が定める金額</p> <p><u>(奨学金の返還)</u></p> <p>第13条 奨学金の貸付けを受けている奨学生(以下「貸付奨学生」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に教育委員会規則で定めるところにより貸付けを受けた奨学金(前条第2項の規定により返還すべきものを除く。)を返還しなければならない。</p> <p>(1) 学校を卒業し、又は奨学金の貸付期間が終了したとき 当該日の属する月の翌月から起算して6月後から10年を経過するまでの間</p> <p>(2) 前条第1項第2号から第4号までに該当したとき 当該日の属する月の翌月から起算して6月後から10年を経過するまでの間</p> <p>(3) 前条第1項第5号に該当したとき 教育委員会が定める期間</p> <p>2 貸付奨学生は、前項各号に掲げる場合に該当したときは、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 奨学金は、無利子とする。</p> <p><u>(奨学金の返還の猶予)</u></p> <p>第14条 教育委員会は、貸付奨学生であった者が大学への進学その他の返還を猶予する正当な理由があると認めるときは、相当の期間、奨学金の返還を猶予することができる。</p> <p>2 貸付奨学生であった者は、前項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。</p> <p><u>(奨学金の返還の免除)</u></p> <p>第15条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還未済額(第12条第2項の規定により返還すべきものを除く。)の返還を免除することができる。</p> <p>(1) 貸付奨学生又は貸付奨学生であった者が死亡したとき。</p> <p>(2) 貸付奨学生又は貸付奨学生であった者が教育委員会規則で定める障害を負ったとき。</p> <p>(3) 貸付奨学生であった者並びにその者と同一世帯にあるその者の配偶者及びその者の両親が貸付期間の終了した日又は貸付けの決定が取り消された日(以下「貸付終了日等」という。)後において生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号に規定する生活扶助(以下「生活扶助」という。)を受けることとなり、かつ、その状態が3年以上継続しているとき。</p> <p>2 貸付奨学生、貸付奨学生であった者その他教育委員会が定める者は、前項の規定による返還の免除を受けようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(廣藤奨学金の対象者等)</p> <p>第16条 廣藤啓補氏から寄付を受けた1億円の利息をもって同氏の寄付の趣旨に沿い、次に掲げる要件に該当する者に廣藤奨学金を給付するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>(1) 第3条第1号及び第2号に該当すること。</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する大学(教育委員会規則で定めるものを除く。)に在学していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、高橋奨学金の給付を受ける者又は藤田奨学金の貸付けを受ける者は、廣藤奨学金の給付を受けることができない。</p> <p>3 廣藤奨学金として給付する金額は、月額12,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>4 廣藤奨学金を給付する期間は、第15条第4項の規定により給付の決定を受けた者に係る教育課程の修業年限を超えない期間とする。 (廣藤奨学金の申請)</p> <p>第14条 廣藤奨学金の給付を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、翌年度に前条第1項第2号に掲げる大学に入学しようとする者が行うことができるものとし、既に大学に在学している者は、申請することができない。 (廣藤奨学金の給付の決定等)</p> <p>第15条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、教育委員会が別に定める基準に基づき、申請に対する決定を行うものとする。この場合において行う給付の決定は、第13条第1項第2号に掲げる大学に入学することを条件とする仮の給付の決定とする。</p> <p>2 教育委員会は、申請に対する決定を行ったときは、速やかに、教育委員会規則で定めるところにより前条第1項の規定により申請を行った者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 仮の給付の決定を受けた者は、当該決定のあった日の属する年度の翌年度に第13条第1項第2号に掲げる大学に入学したときは、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により書類が提出されたときは、給付の決定を行うものとする。 (届出義務)</p> <p>第16条 奨学生は、毎年度、教育委員会規則で定めるところにより在学を証明する書類を教育委員会に提出しなければならない。 (準用規定)</p> <p>第17条 第7条から第12条までの規定は、廣藤奨学金の給付について準用する。この場合において、第12条第1項中「第3条各号」とあるのは「第13条第1項各号」と読み替えるものとする。 (高橋奨学金の対象者等)</p> <p>第18条 高橋郁子氏から寄付を受けた2億円の利息をもって同氏の寄付の趣旨に沿い、次に掲げる要件に該当する者に高橋奨学金を給付するものとする。</p> <p>(1) 第3条第1号及び第2号に該当すること。</p> <p>(2) 第3項第1号に掲げる給付にあつては翌年度に学校教育法第1条に規定する大学(教育委員会規則で定めるものを除く。以下この条</p>	<p>(1) 第3条第1項第1号及び第2号に該当すること。</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する大学(教育委員会規則で定めるものを除く。)に在学していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、奨学金若しくは藤田奨学金の貸付けを受ける者又は高橋奨学金の給付を受ける者は、廣藤奨学金の給付を受けることができない。</p> <p>3 廣藤奨学金として給付する金額は、月額12,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>4 廣藤奨学金を給付する期間は、第18条第4項の規定により給付の決定を受けた者に係る教育課程の修業年限を超えない期間とする。 (廣藤奨学金の申請)</p> <p>第17条 廣藤奨学金の給付を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申請は、翌年度に前条第1項第2号に掲げる大学に入学しようとする者が行うことができるものとし、既に大学に在学している者は、申請することができない。 (廣藤奨学金の給付の決定等)</p> <p>第18条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、教育委員会が別に定める基準に基づき、申請に対する決定を行うものとする。この場合において行う給付の決定は、第16条第1項第2号に掲げる大学に入学することを条件とする仮の給付の決定とする。</p> <p>2 教育委員会は、申請に対する決定を行ったときは、速やかに、教育委員会規則で定めるところにより前条第1項の規定により申請を行った者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 仮の給付の決定を受けた者は、当該決定のあった日の属する年度の翌年度に第16条第1項第2号に掲げる大学に入学したときは、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定により書類が提出されたときは、給付の決定を行うものとする。</p> <p>第19条 第7条から第12条までの規定は、廣藤奨学金の給付について準用する。この場合において、第7条及び第12条中「給付又は貸付け」とあるのは「給付」と、第9条中「給付金額又は貸付金額」とあるのは「給付金額」と、第12条第1項中「第3条第1項各号又は第2項各号」とあるのは「第16条第1項各号」と読み替えるものとする。 (高橋奨学金の対象者等)</p> <p>第20条 高橋郁子氏から寄付を受けた2億円の利息をもって同氏の寄付の趣旨に沿い、次に掲げる要件に該当する者に高橋奨学金を給付するものとする。</p> <p>(1) 第3条第1項第1号及び第2号に該当すること。</p> <p>(2) 第3項第1号に掲げる給付にあつては翌年度に学校教育法第1条に規定する大学(教育委員会規則で定めるものを除く。以下この条</p>

改 正 案	現 行
<p>において同じ。)に入学することが決定していること、同項第2号に掲げる給付にあっては大学に在学していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>廣藤奨学金の給付を受ける者又は藤田奨学金の貸付けを受ける者は、高橋奨学金の給付を受けることができない。</u></p> <p>3 高橋奨学金として給付する金額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 入学に係る準備金 40万円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める金額</p> <p>(2) 修学中の給付金 年額10万円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める金額</p> <p>4 前項第1号に掲げる入学に係る準備金の給付を受けた者は、大学に入学しなかったときは、速やかに、給付を受けた高橋奨学金を返還しなければならない。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる高橋奨学金を給付する期間は、次条の規定により準用する第15条第4項の規定により給付の決定を受けた者に係る教育課程の修業年限を超えない期間とする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第19条 第7条から第12条まで、第14条から第16条までの規定は、高橋奨学金の給付について準用する。この場合において、第12条第1項中「第3条各号」とあるのは「第18条第1項各号」と、第14条第2項中「前条第1項第2号」とあり、並びに第15条第1項及び第3項中「第13条第1項第2号」とあるのは「第18条第1項第2号」と読み替えるものとする。</p> <p>(藤田奨学金の対象者等)</p> <p>第20条 藤田亀太郎氏から寄付を受けた1億円の利息をもって同氏の寄付の趣旨に沿い、次に掲げる要件に該当する者に藤田奨学金を貸し付けるものとする。</p> <p>(1) 第3条第1号及び第2号に該当すること。</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの学校又は養成施設に在学していること。</p> <p>ア 学校教育法第1条に規定する大学(市規則で定めるものに限る。)</p> <p>イ 学校教育法第124条に規定する専修学校(市規則で定めるものに限る。)</p> <p>ウ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号に規定する学校又は養成施設(修業年限が2年以上のものに限る。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>廣藤奨学金又は高橋奨学金の給付を受ける者は、藤田奨学金の貸付けを受けることができない。</u></p> <p>3 藤田奨学金として貸し付ける金額は、月額48,000円を超えない範囲内において市規則で定めるものとする。</p> <p>4 藤田奨学金を貸し付ける期間は、次条の規定により準用する第15条第4項の規定により貸付けの決定を受けた者に係る教育課程の修業年限を超えない期間とする。</p> <p>(奨学金の返還)</p> <p>第21条 奨学金の貸付けを受けている奨学生(以下「貸付奨学生」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該</p>	<p>において同じ。)に入学することが決定していること、同項第2号に掲げる給付にあっては大学に在学していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>奨学金若しくは藤田奨学金の貸付けを受ける者又は廣藤奨学金の給付を受ける者は、高橋奨学金の給付を受けることができない。</u></p> <p>3 高橋奨学金として給付する金額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 入学に係る準備金 40万円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める金額</p> <p>(2) 修学中の給付金 年額10万円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める金額</p> <p>4 前項第1号に掲げる入学に係る準備金の給付を受けた者は、大学に入学しなかったときは、速やかに、給付を受けた高橋奨学金を返還しなければならない。</p> <p>5 第3項第2号に掲げる高橋奨学金を給付する期間は、次条の規定により準用する第18条第4項の規定により給付の決定を受けた者に係る教育課程の修業年限を超えない期間とする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第21条 第7条から第12条まで、第17条及び第18条の規定は、高橋奨学金の給付について準用する。この場合において、<u>第7条及び第12条中「給付又は貸付け」とあるのは「給付」と、第9条中「給付金額又は貸付金額」とあるのは「給付金額」と、第12条第1項中「第3条第1項各号又は第2項各号」とあるのは「第20条第1項各号」と、第17条第2項中「前条第1項第2号」とあり、並びに第18条第1項及び第3項中「第16条第1項第2号」とあるのは「第20条第1項第2号」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(藤田奨学金の対象者等)</p> <p>第22条 藤田亀太郎氏から寄付を受けた1億円の利息をもって同氏の寄付の趣旨に沿い、次に掲げる要件に該当する者に藤田奨学金を貸し付けるものとする。</p> <p>(1) 第3条第1項第1号及び第2号に該当すること。</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの学校又は養成施設に在学していること。</p> <p>ア 学校教育法第1条に規定する大学(市規則で定めるものに限る。)</p> <p>イ 学校教育法第124条に規定する専修学校(市規則で定めるものに限る。)</p> <p>ウ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号に規定する学校又は養成施設(修業年限が2年以上のものに限る。)</p> <p>(3) <u>他の奨学資金の給付又は貸付けを受けていないこと。</u></p> <p>2 藤田奨学金として貸し付ける金額は、月額48,000円を超えない範囲内において市規則で定めるものとする。</p> <p>3 藤田奨学金を貸し付ける期間は、次条の規定により準用する第18条第4項の規定により貸付けの決定を受けた者に係る教育課程の修業年限を超えない期間とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>各号に定める期間内に市規則で定めるところにより貸付けを受けた奨学金（第24条の規定により準用する第12条第2項の規定により返還すべきものを除く。）を返還しなければならない。</p> <p>(1) 学校を卒業し、又は奨学金の貸付期間が終了したとき 当該日の属する月の翌月から起算して6月から20年を経過するまでの間</p> <p>(2) 第24条の規定により準用する第12条第1項第2号から第4号までに該当したとき 当該日の属する月の翌月から起算して6月から20年を経過するまでの間</p> <p>(3) 第24条の規定により準用する第12条第1項第5号に該当したとき 市長が定める期間</p> <p>2 奨学金は、無利子とする。</p> <p>(奨学金の返還の猶予)</p> <p>第22条 市長は、貸付奨学生であった者が大学への進学その他の返還を猶予する正当な理由があると認めるときは、相当の期間、奨学金の返還を猶予することができる。</p> <p>2 貸付奨学生であった者は、前項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、市規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>(奨学金の返還の免除)</p> <p>第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還未済額（第24条の規定により準用する第12条第2項の規定により返還すべきものを除く。）の返還を免除することができる。</p> <p>(1) 貸付奨学生又は貸付奨学生であった者が死亡したとき。</p> <p>(2) 貸付奨学生又は貸付奨学生であった者が市規則で定める障害を負ったとき。</p> <p>(3) 貸付奨学生であった者並びにその者と同一世帯にあるその者の配偶者及びその者の両親が貸付期間の終了した日又は貸付けの決定が取り消された日（以下「貸付終了日等」という。）後において生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けることとなり、かつ、その状態が3年以上継続しているとき。</p> <p>2 貸付奨学生、貸付奨学生であった者その他市長が定める者は、前項の規定による返還の免除を受けようとするときは、市規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第24条 第7条から第12条まで、第14条から第16条までの規定は、藤田奨学金の貸付けについて準用する。この場合において、第7条及び第12条中「給付」とあるのは「貸付け」と、第7条、第8条、第10条、第14条第1項、第15条第2項及び第3項並びに第16条中「教育委員会規則」とあるのは「市規則」と、第7条、第11条、第12条並びに第15条第1項及び第3項中「教育委員会が」とあるのは「市長が」と、第7条、第10条、第14条第1項、第15条第3項及び第16条中「教育委員会に」とあるのは「市長に」と、第8条、第9条、第11条、第12条第1項並びに第15条第1項、第2項及び第4項中「教育委員会は」とあるのは「市長は」と、第9条中「給付金額」とあるのは「貸付金額」と、第12条第1項中「第3条各号」とあるのは「第20条第1項各号」と、第14条第1項並びに</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第23条 第7条から第15条まで、第17条及び第18条の規定は、藤田奨学金の貸付けについて準用する。この場合において、第7条及び第12条中「給付又は貸付け」とあるのは「貸付け」と、第7条、第8条、第10条、第13条第1項及び第2項、第14条第2項、第15条、第17条第1項並びに第18条第2項及び第3項中「教育委員会規則」とあるのは「市規則」と、第7条、第11条、第12条、第13条第1項及び第2項、第15条第2項並びに第18条第1項及び第3項中「教育委員会が」とあるのは「市長が」と、第7条、第10条、第13条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第17条第1項及び第18条第3項中「教育委員会に」とあるのは「市長に」と、第8条、第9条、第11条、第12条第1項、第14条第1項、第15条第1項並びに第18条第1項、第2項及び第4項中「教育委</p>

改正案	現行
<p>第15条第1項、第3項及び第4項中「給付」とあるのは「貸付け」と、第14条第2項中「前条第1項第2号」とあり、並びに第15条第1項及び第3項中「第13条第1項第2号」とあるのは「第20条第1項第2号」と、第14条第2項並びに第15条第1項及び第3項中「大学」とあるのは「学校又は養成施設」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第25条 この条例に定めるもののほか、第2条各号に掲げる資金の給付又は貸付けに関し必要な事項は、市規則又は教育委員会規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>第1条から第2条まで 省略</p> <p>(奨学金の返還免除の特例)</p> <p>第3条 教育委員会は、<u>改正前</u>の第15条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定によりこの条例が適用される奨学金の貸付けに係る返還未済額（<u>改正前</u>の第12条第2項の規定により返還すべきものを除く。）の返還を免除することができる。</p> <p>(1) 貸付奨学生又は貸付奨学生であった者が死亡したとき。</p> <p>(2) 貸付奨学生又は貸付奨学生であった者が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる障害程度が1級若しくは2級の認定を受けたとき又は都道府県知事による重度知的障害の認定を受けたとき。</p> <p>(3) 貸付奨学生であった者並びにその者と同一世帯にあるその者の配偶者及びその者の両親が次に掲げるいずれかの状態にあるとき。</p> <p>ア 貸付終了日等後において生活扶助を受けることとなり、かつ、その状態が3年以上継続しているとき。</p> <p>イ 貸付終了日等の属する年度の翌々年度以後において市民税が非課税となり、その状態が3年以上継続しているとき。</p> <p>(4) 貸付奨学生又は貸付奨学生であった者が前3号に準じる状態であると教育委員会が認めたとき。</p> <p>(5) 貸付奨学生であった者が奨学金の返還について各納期に遅延することなく返還すべき金額を返還し、かつ、返還開始後5年以内に貸付けを受けた奨学金の3分の2に相当する金額以上の金額を返還したとき。</p> <p>(6) 貸付奨学生であった者が次に掲げる要件に該当するとき。</p> <p>ア 西宮市立学校園の教育職員（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する教育職員をいう。）の職に就き、かつ、3年以上継続してその職にあること。</p>	<p>員会」とあるのは「市長」と、第9条中「給付金額又は貸付金額」とあるのは「貸付金額」と、第12条第1項中「第3条第1項各号又は第2項各号」とあるのは「第22条第1項各号」と、第13条第1項中「前条第2項」とあるのは「第23条の規定により準用する前条第2項」と、「10年」とあるのは「20年」と、第15条第1項中「第12条第2項」とあるのは「第23条の規定により準用する第12条第2項」と、第17条第1項並びに第18条第1項、第3項及び第4項中「給付」とあるのは「貸付け」と、第17条第2項中「前条第1項第2号」とあり、並びに第18条第1項及び第3項中「第16条第1項第2号」とあるのは「第22条第1項第2号」と、第17条第2項並びに第18条第1項及び第3項中「大学」とあるのは「学校又は養成施設」と読み替えるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第24条 この条例に定めるもののほか、第2条各号に掲げる資金の給付又は貸付けに関し必要な事項は、市規則又は教育委員会規則で定める。</p> <p>付 則</p> <p>第1条から第2条まで 省略</p> <p>(奨学金の返還免除の特例)</p> <p>第3条 教育委員会は、第15条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定によりこの条例が適用される奨学金の貸付けに係る返還未済額（第12条第2項の規定により返還すべきものを除く。）の返還を免除することができる。</p> <p>(1) 貸付奨学生又は貸付奨学生であった者が死亡したとき。</p> <p>(2) 貸付奨学生又は貸付奨学生であった者が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる障害程度が1級若しくは2級の認定を受けたとき又は都道府県知事による重度知的障害の認定を受けたとき。</p> <p>(3) 貸付奨学生であった者並びにその者と同一世帯にあるその者の配偶者及びその者の両親が次に掲げるいずれかの状態にあるとき。</p> <p>ア 貸付終了日等後において生活扶助を受けることとなり、かつ、その状態が3年以上継続しているとき。</p> <p>イ 貸付終了日等の属する年度の翌々年度以後において市民税が非課税となり、その状態が3年以上継続しているとき。</p> <p>(4) 貸付奨学生又は貸付奨学生であった者が前3号に準じる状態であると教育委員会が認めたとき。</p> <p>(5) 貸付奨学生であった者が奨学金の返還について各納期に遅延することなく返還すべき金額を返還し、かつ、返還開始後5年以内に貸付けを受けた奨学金の3分の2に相当する金額以上の金額を返還したとき。</p> <p>(6) 貸付奨学生であった者が次に掲げる要件に該当するとき。</p> <p>ア 西宮市立学校園の教育職員（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する教育職員をいう。）の職に就き、かつ、3年以上継続してその職にあること。</p>

改 正 案	現 行
<p>イ 奨学金の返還について各納期に遅延することなく返還すべき金額を返還し、かつ、貸付けを受けた奨学金の2分の1に相当する金額以上の金額を返還していること。</p> <p>(藤田奨学金の返還免除の特例)</p> <p>第4条 市長は、第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、付則第2条第2項の規定によりこの条例が適用される藤田奨学金の貸付けに係る返還未済額(第24条の規定により準用する第12条第2項の規定により返還すべきものを除く。)の返還を免除することができる。</p> <p>(1) 藤田奨学金の貸付けを受けた者が死亡したとき。</p> <p>(2) 藤田奨学金の貸付けを受けた者が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる障害程度が1級若しくは2級の認定を受けたとき又は都道府県知事による重度知的障害の認定を受けたとき。</p> <p>(3) 藤田奨学金の貸付けを受けた者並びにその者と同一世帯にあるその者の配偶者及びその者の両親が次に掲げるいずれかの状態にあるとき。</p> <p>ア 貸付終了日等後において生活扶助を受けることとなり、かつ、その状態が3年以上継続しているとき。</p> <p>イ 貸付終了日等の属する年度の翌々年度以後において市民税が非課税となり、その状態が3年以上継続しているとき。</p> <p>(4) 藤田奨学金の貸付けを受けた者が前3号に準じる状態であると市長が認めたとき。</p> <p>(5) 藤田奨学金の貸付けを受けた者が藤田奨学金の返還について各納期に遅延することなく返還すべき金額を返還し、かつ、返還開始後10年以内に貸付けを受けた奨学金の3分の2に相当する金額以上の金額を返還したとき。</p> <p>(6) 藤田奨学金の貸付けを受けた者が次に掲げる要件に該当するとき。</p> <p>ア 学校又は養成施設を卒業した後、西宮市内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭若しくは養護教諭の職に就き、又は西宮市内にある福祉施設において理学療法士、作業療法士、介護福祉士、看護師若しくは保健師の職に就き、若しくは介護等を主とする職務に従事し、かつ、藤田奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上の期間継続してその職に就き、又はその職務に従事していること。</p> <p>イ 藤田奨学金の返還について、各納期に遅延することなく返還すべき金額を返還し、かつ、貸付期間に相当する期間以上の期間それが継続していること。</p> <p>付 則 (平成22年9月24日西宮市条例第14号) 省略</p> <p>付 則 (令和元年9月25日西宮市条例第28号西宮市立学校条例等の一部を改正する条例11条による改正付則) 省略</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和6年10月1日から施行する。</p>	<p>イ 奨学金の返還について各納期に遅延することなく返還すべき金額を返還し、かつ、貸付けを受けた奨学金の2分の1に相当する金額以上の金額を返還していること。</p> <p>(藤田奨学金の返還免除の特例)</p> <p>第4条 市長は、第23条の規定により準用する第15条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、付則第2条第2項の規定によりこの条例が適用される藤田奨学金の貸付けに係る返還未済額(第23条の規定により準用する第12条第2項の規定により返還すべきものを除く。)の返還を免除することができる。</p> <p>(1) 藤田奨学金の貸付けを受けた者が死亡したとき。</p> <p>(2) 藤田奨学金の貸付けを受けた者が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる障害程度が1級若しくは2級の認定を受けたとき又は都道府県知事による重度知的障害の認定を受けたとき。</p> <p>(3) 藤田奨学金の貸付けを受けた者並びにその者と同一世帯にあるその者の配偶者及びその者の両親が次に掲げるいずれかの状態にあるとき。</p> <p>ア 貸付終了日等後において生活扶助を受けることとなり、かつ、その状態が3年以上継続しているとき。</p> <p>イ 貸付終了日等の属する年度の翌々年度以後において市民税が非課税となり、その状態が3年以上継続しているとき。</p> <p>(4) 藤田奨学金の貸付けを受けた者が前3号に準じる状態であると市長が認めたとき。</p> <p>(5) 藤田奨学金の貸付けを受けた者が藤田奨学金の返還について各納期に遅延することなく返還すべき金額を返還し、かつ、返還開始後10年以内に貸付けを受けた奨学金の3分の2に相当する金額以上の金額を返還したとき。</p> <p>(6) 藤田奨学金の貸付けを受けた者が次に掲げる要件に該当するとき。</p> <p>ア 学校又は養成施設を卒業した後、西宮市内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭若しくは養護教諭の職に就き、又は西宮市内にある福祉施設において理学療法士、作業療法士、介護福祉士、看護師若しくは保健師の職に就き、若しくは介護等を主とする職務に従事し、かつ、藤田奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上の期間継続してその職に就き、又はその職務に従事していること。</p> <p>イ 藤田奨学金の返還について、各納期に遅延することなく返還すべき金額を返還し、かつ、貸付期間に相当する期間以上の期間それが継続していること。</p> <p>付 則 (平成22年9月24日西宮市条例第14号) 省略</p> <p>付 則 (令和元年9月25日西宮市条例第28号西宮市立学校条例等の一部を改正する条例11条による改正付則) 省略</p>

改 正 案	現 行
<p>(経過措置)</p> <p><u>第2条 この条例の施行の際に、改正前の西宮市教育奨学金条例の規定により奨学金の貸付けを受けている者の奨学金の貸付け、返還その他の取扱いについては、なお従前の例による。</u></p>	